

オランダの法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

オランダ王国（オランダ語では「Koninkrijk der Nederlanden」）は、ヨーロッパ大陸のオランダ（Nederland）と、カリブ海の3つの国（landen）²とで構成される。これら4つの国はそれぞれ別々の憲法を有するが、オランダ王国の憲章の方が上位に位置する。本稿では、オランダ王国及びその構成国の1つであるオランダの法制度の概要を紹介する。

オランダの法制度は、いわゆる「大陸法系」に属し、成文法を法体系の中心に置いている。オランダでは、もともと各地方の力が強く、地方ごとに異なる固有法が存在したが、1795年にフランスに占領されたことにより、フランスの法制度がオランダでも強制的に適用されることとなった。フランスから独立し、支配から脱した後も、オランダ法の制定にあたっては、フランス法に依拠せざるを得なかったため、フランス法の影響が長く続いた。しかし、19世紀後半以降は、とくにドイツ法の影響が強くなり、近時の立法にあたっては、ドイツ法が参考とされることも多くなっている。最近では、オランダにおいても、英米法や国際的な法準則等の影響も次第に強くなっており、比較法的な検討をふまえた上での立法がなされている。

オランダは、伝統的に、「国際法の父」と称されるグローティウス等の高名な法学者を輩出してきた。また、現在でも、国際連合の国際司法裁判所や国際刑事裁判所がオランダのハーグに本部を置いている。これらのことから、ハーグは「国際法の首都」と呼ばれている。

日本では、1609年に徳川家康がオランダに朱印状を交付して以来、江戸時代の鎖国下においても、唯一オランダとは外交・貿易関係が維持され、蘭学が行われていた。1862年、西周と津田真道はオランダに留学し、ライデン大学のフィセリング（Simon Vissering）から、自然法や国際公法を学んだ。西周と津田真道は、日本に帰国後、オランダで学んだ成果を翻訳書により日本に紹介したが、当時の日本ではフランス法の影響が強かったため、オランダ法はあまり重視されなかった。そのため、明治維新後の日本の法制度へのオランダ法の直接的な影響はあまり大きなものではなかったと考えられる。

オランダ法は、約350年間にわたって植民地支配してきたインドネシアの法制度に大きな影響を及ぼしている。インドネシアでは、民法典、商法典、刑法典等の基本的な法律がオ

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。B L J 法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² カリブ海の3つの国とは、アルバ、キュラソー、シント・マールテンである。

ランダ統治下で制定されていたが、インドネシアが 1945 年にオランダから独立する際に、1945 年憲法の下で新たな法律が制定されるまでは、オランダ統治下で制定された法律が効力を有するとされたためである。

II 憲法

オランダ王国は、連邦制の特徴を有する国の連合であるが、独自性も有する。

オランダ憲法の特徴としては、①国王に関する詳細な規定が含まれていること、②国王が政府を構成する一員として位置づけられていること、③裁判所に違憲審査権が認められていないことが挙げられる³。

オランダ憲法の主な体系は、表 1 のとおりである。

表 1：オランダ憲法の主な体系⁴

第 1 章 基本権	第 1 条～第 23 条
第 2 章 政府	第 24 条～第 49 条
第 3 章 議会	第 50 条～第 72 条
第 4 章 枢密院、会計検査院、ナショナル・オンブズマン及び常設助言機関	第 73 条～第 80 条
第 5 章 立法及び行政	第 81 条～第 111 条
第 6 章 司法	第 112 条～第 122 条
第 7 章 州、地方自治体、治水管理委員会及び他の公的団体	第 123 条～第 136 条
第 8 章 憲法の改正	第 137 条～第 142 条

1 統治機構

(1) 国王

オランダ憲法は、立憲君主制を採用している。オランダ憲法では、男女平等を王位継承に適用するため、1983 年の憲法改正により、男系優先主義が改められた。実際、最近まで過去 3 代 100 年以上にわたり、女王の時代が続いた⁵。

国王が元首であるという明文上の規定はないが、解釈上、国王は元首であると考えられて

³ 『衆議院ロシア等欧州各国及びイスラエル憲法調査議員団報告書』（衆議院ロシア等欧州各国及びイスラエル憲法調査議員団、2001 年）206 頁。

⁴ 表の作成にあたっては、①前掲『衆議院ロシア等欧州各国及びイスラエル憲法調査議員団報告書』206 頁、②吉田信著「オランダの憲法事情」（『諸外国の憲法事情 -2-』（国立国会図書館 調査及び立法考査局、2002 年）35 頁を参照した。

⁵ 前掲『衆議院ロシア等欧州各国及びイスラエル憲法調査議員団報告書』207 頁。

いる。国王は、外交関係において国家を代表する権限（例えば、外交代表団への接受等）を有する。国王は、元首としての行為、政府としての行為、私的な行為のいずれであるかを問わず、責任を負わされない⁶。

（２）議会

オランダの議会は、「スターテン・ヘネラール」(Staten-Generaal) と呼ばれる。第二院（下院）である「Tweede Kamer」（議員定数は 150 名）と、第一院（上院）である「Eerste Kamer」（議員定数は 75 名）からなる二院制を採っており（51 条 1 項）、議員の任期はいずれも 4 年である（52 条 1 項）。第二院は、法律案、予算案及び条約案につき先議権を有する。

また、議院内閣制が採用されており、第二院は内閣又は大臣の不信任動議を提出することができ、不信任動議が可決された場合、政府は、議会の解散又は辞職をしなければならない。

（３）政府

政府の構成員は、国王及び国王により任命された大臣である（42 条 1 項）。国王は不可侵であり、大臣が責任を負う（42 条 2 項）。組閣手続としては、①国王が「組閣担当者」を指名する、②「組閣担当者」が各派代表者等と協議の上、政策の基本方針等を決定し、国王に提示する、③国王が各大臣を任命するという流れになる。また、政府は、議院内閣制の下、各院を解散することができることとされている（64 条 1 項）⁷。

（４）枢密院

枢密院 (Raad van State) は、政府の最高諮問機関として、政府提出の法律案や条約案について政府から諮問を受けたり、立法又は行政執行上の提案を行ったり、最高行政裁判所としての機能を有するものである。国王を議長とし、他の構成員は王族等の中から国王が任命する⁸。

（５）オンブズマン

オンブズマン (Nationale Ombudsman) は、1999 年の憲法改正により明文化された。1 名のオンブズマンは、6 年の任期で、第二院により任命される。オンブズマンは国家行政機関の活動が適正であるか否か等を調査し、その報告書を第二院に提出する。但し、その権限は、国王、議会、枢密院、司法機関等には及ばない⁹。

⁶ 前掲『衆議院ロシア等欧州各国及びイスラエル憲法調査議員団報告書』208 頁。

⁷ 前掲『衆議院ロシア等欧州各国及びイスラエル憲法調査議員団報告書』212～213 頁。

⁸ 前掲『衆議院ロシア等欧州各国及びイスラエル憲法調査議員団報告書』213～214 頁。

⁹ 前掲『衆議院ロシア等欧州各国及びイスラエル憲法調査議員団報告書』214 頁。

(6) 裁判所

民事及び刑事の通常裁判所としては、最高裁判所（Hoge Raad）、控訴裁判所（Gerechtshoven）、地方裁判所（Arrondissementsrechtbanken）、区裁判所（Kantongerechten）がある。通常裁判所の裁判は、職業裁判官により執り行われ、陪審による裁判はない¹⁰。

オランダ憲法は、通常裁判所のほかに、行政裁判所及び軍事裁判所等の設置を認めている。裁判所は、法律及び条約の違憲審査を行うことはできないとされている（120条）が、法律とEU法及び一般的拘束力を有する国際条約との適合性審査は認められている。そこで、従来より、裁判所の違憲審査権を認めるべきとの批判がなされてきている¹¹。

(7) 軍隊

2000年の憲法改正により、国際的法秩序の維持及び促進又は人道的援助を目的とする軍隊の派遣に関する規定が設けられた（100条）。オランダ憲法は、王国の防衛及び国際的法秩序を促進するために、軍隊を認めている（97条1項）。軍隊の最高指揮権は、政府にある（97条2項）。なお、徴兵制度が形式上存在しているものの、1997年1月1日以降、停止されている¹²。良心的兵役拒否に関する規定も置かれている（99条）。

(8) 地方制度

地方制度は、州（Provincies）及び地方自治体（Gemeenten）の2層構造となっている（123条）。州政府は、州議会、執行部及び州知事から構成される（125条1項、2項）。地方自治体は、議会及び執行部（市長と市参事）から構成される¹³。このほか、治水を目的とする行政組織として「治水管理委員会」がある。国土の大半が海拔ゼロメートル以下に位置するオランダにとって、治水は最重要課題である。

2 人権

オランダ憲法は、表現の自由、宗教・信条の自由等の伝統的なタイプの人権だけでなく、新しいタイプの人権をも保障している。例えば、「政府機関の職務の執行に伴う情報公開義務」という形で、情報アクセス権が規定されている（110条）。

また、憲法94条は、拘束力を有する条約は国内法に優越することを認めている。従って、「ヨーロッパ人権条約」（1950年）及び「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（1966年）に基づき、憲法を含む国内法が司法による審査の対象となる¹⁴。

¹⁰ 前掲・吉田 40 頁。

¹¹ 前掲『衆議院ロシア等欧州各国及びイスラエル憲法調査議員団報告書』215 頁。

¹² 前掲『衆議院ロシア等欧州各国及びイスラエル憲法調査議員団報告書』217～220 頁。

¹³ 前掲・吉田 42 頁。

¹⁴ 前掲・吉田 44 頁。

3 欧州連合（EU）の影響

オランダ王国は、EUの原加盟国の1つであり、EUの発足を定めたマーストリヒト条約のとりまとめにあたり重要な役割を果たした。

オランダでは、国際法を重視する立場（90条）から、一般的拘束力を有する国際条約等に反する内容の国内法令を適用することはできない（94条）。また、EU統合の推進のため、欧州委員会等の国際機関に権限を委譲することが規定されている（92条）。

III 民法・商法

オランダの民法は、もともとは各地域の慣習法、オランダ法及びローマ法の渾然一体となつたものであった。その後、フランスによる併合・支配の時代には、フランスのナポレオン法典の強い影響を受けた1809年オランダ民法典が制定された。しかし、オランダでは、その後、ドイツ法の影響が次第に強くなり、立法にあたってドイツ法も参考とされることが多くなった。

現行のオランダ民法典（オランダ語では「Burgerlijk Wetboek」、略称は「BW」）は、その体系及び広範さからみて独創的なものであるといえよう。現行のオランダ民法典には、民法典と商法典の区別はなく、商法的色彩の濃い規定を含んでいる（第2編の会社に関する規定、第8編の運送法に関する規定等）。また、消費者保護法的な規定も多数含まれている。

オランダ民法典の主な体系は、表2のとおりである。

表2：オランダ民法典の主な体系（2013年1月1日現在）¹⁵

編 ¹⁶	主な内容
第1編 自然人及び家族法	婚姻、婚姻財産、離婚、養子縁組
第2編 法人	社団、会社、財団
第3編 財産法総則	法律行為、代理、有体物、無体物
第4編 相続法	相続財産、法定相続、遺言
第5編 物権	動産、不動産、法定地役権、約定地役権
第6編 債務法総則	①自然債務、連帯債務、複数債権者、条件付き債務、期限の利益、債権者遅滞、履行・不履行の効果、相殺、違約又

¹⁵ 表の作成にあたっては、①アーサー・S・ハートkamp著／平林美紀訳「オランダにおける民法典の公布」（ジュリスト No.1358）136頁以下、②内山敏和著「現代市民社会と法律行為法 ―オランダ民法典を視点として―」（<http://www.21coe-wins.org/english/activity/pdf/5/11.pdf>）等を参照した。オランダ民法典のオランダ語原文は、<http://www.wetboek-online.nl/site/home.html> に掲載されている。英訳は、例えば、<http://www.dutchcivillaw.com/civilcodegeneral.htm> に掲載されている。

¹⁶ オランダ民法典の条文番号は、編ごとに1条から付されることに注意されたい。

	は不法行為に基づく損害賠償、②債権移転、代位、債務・契約の引受、③不法行為、④事務管理、非債弁済、不当利得、⑤契約の締結、一般的要件、契約の法的効果、不履行に基づく契約解除
第7編 各種契約	①移転・使用に関する契約：売買、交換、消費貸借、贈与、賃貸借、使用貸借、②引受に関する契約：委任、パック旅行契約、寄託、雇用、労働協約、請負、組合、③その他の契約：保証、和解、為替手形及び小切手、保険を含む射替契約
第8編 運送法及び運送手段	海上運送、内水運送、道路運送、航空運送、移動に関する契約
第9編 知的財産法 <未制定> ¹⁷	商標、著作権、特許
第10編 国際私法	婚姻、登録パートナーシップ、養子、財産、信託、相続、債務、海商、運送

表2のとおり、オランダ法は、基本的には、「人」、「財産」、「財産取得」の順に規定が配置されており、フランス民法に近い体系をとっている。それとともに、とくに第3編や第6編に典型的にみられるように、ドイツ民法が採用する「パンデクテン方式」（共通する法原則を抽出して総則として規定する等の体系化を特徴とする）の特徴も一部に有している。

オランダ民法典は、公布後も幾度もの改正を経てきた。その主な要因は、欧州連合の影響である。とくに消費者保護に関する EC 指令を取り入れるための法改正が幾度も行われてきた¹⁸。

オランダでは、「登録パートナーシップ」という制度がある。これは、法律婚とは異なる新しいタイプの制度であり、異性のカップルだけでなく、同性のカップルでも利用でき、養子縁組も認められる。

現在、オランダで設立が認められている主な会社は、表3のとおりである¹⁹。

表3：オランダで設立が認められている主な会社

名称	オランダ語	説明
----	-------	----

¹⁷ 第9編では、知的財産法に関する規定を民法典に含めることが企図されていたが、これはおそらく困難であり、もし制定できるとしてもせいぜい一般規定のみであろうといわれている。前掲・ハートkamp 138頁を参照。

¹⁸ 詳細については、前掲・ハートkamp 139～140頁を参照されたい。

¹⁹を参照。

有限会社	Besloten (B.V.)	Vennootschap	出資持分の譲渡制限がある閉鎖会社。社員（出資者）は出資額の限度で責任を負う。最低資本金額は無し（実際には 0.01 ユーロ）。社員（出資者）の数は制限無し。
株式会社	Naamloze (N.V.)	Vennootschap	株式の譲渡制限が無い公開会社。株主は出資額の限度で責任を負う。最低資本金額は 45,000 ユーロ。株主の数は制限無し。

会社は、商号中に、「B.V.」又は「N.V.」という略称を含めなければならない。

外国企業は、オランダ法における会社法の柔軟性と税制上の優位性等の理由から、オランダに現地法人を設立することが多いといわれている²⁰。

オランダで多く設立・利用されているのは、「株式会社（N.V.）」よりも、むしろ「有限会社（B.V.）」の方である。とくに、2012年の民法改正により、「有限会社（B.V.）」に関する法制度がより簡素化され、事務的負担が軽減された。例えば、法改正前は最低資本金が18,000ユーロとされていたが、法改正により最低資本金制度が撤廃され、実際には0.01ユーロで「有限会社（B.V.）」を設立できることになった。

V 民事訴訟法

通常裁判所は、区裁判所、地方裁判所、高等裁判所及び最高裁判所からなる。区裁判所は、訴額の低い少額事件及び特定の種類の事件の第一審を管轄する裁判所であり、日本の簡易裁判所に相当する。地方裁判所は、原則的な第一審裁判所であるとともに、区裁判所からの控訴事件を管轄する。高等裁判所は、地方裁判所からの控訴事件を管轄するとともに、特定の高等裁判所は、一定の種類の事件（例えば、農地の賃貸借事件）について、専属管轄を有する。最高裁判所は、デン・ハーグに置かれており、上告事件を管轄する。

オランダの民事訴訟においては、執行官による召喚状の送達を経て、手続が開始される。書面審理が中心であり、口頭弁論はあまり活発に利用されていない。準備書面の作成に時間を要することが多いため、複雑でない事件であっても、終結までに1、2年を要することが多い。

また、オランダには、「コルト・ヘディング」（Kort-geding）と呼ばれる一種の仮処分手続がある。これは、緊急を要する事件において、裁判官が簡易・迅速な審理により暫定的な措置を命じるという手続である。一般的には、訴状送達後の翌日～4週間以内に口頭弁論が行われ、その後1～2週間以内に判決が下される。オランダにおいて、この「コルト・ヘデ

²⁰ 田邊真敏著「オランダ会社法の強行法規性と定款自治」（『国際商事法務 Vol.35, No.10』（2007年）所収）1353頁。

イング」は大いに活用されており、迅速かつ安価な手続として実務に定着している²¹。

オランダの弁護士には、①訴訟書類の作成を行う *Advocaat*、及び②法廷に出頭する *Procureur* の 2 種類がある。実際には、ほとんどの弁護士が上記の両方の資格を取得するとされている。

VI 刑事法

オランダ刑法は、フランス刑法の影響を受け継ぎつつ、いくつかの改正が行われてきた。例えば、死刑は早くも 1870 年の刑法改正により廃止された²²。

オランダ刑法の特徴の 1 つは「単純性」であり、刑罰は、「拘禁」、「拘留」、「罰金」の 3 種しか規定されていない²³。第 2 の特徴は、司法部への信頼が厚く、量刑の裁量権の範囲が広がっていることである。第 3 に、ドグマティックな概念の定義や区別もないといわれている²⁴。

安楽死を目的とした医師による幫助行為については、2001 年のオランダ刑法改正により、明文をもって認められるようになった。すなわち、「要請による生命終結及び自殺幫助（審査手続）法第 2 条に定める注意義務の基準を満たす医師によってされ、かつ当該医師が埋葬・火葬法第 7 条第 2 項に従って市の病理学専門家に報告したときは、前項に定める行為は犯罪にならない。」という規定が新設された（239 条 2 項）²⁵。医師が従うべき遵守事項も、別途詳細に定められている。

オランダの刑事訴訟手続においては、検察官がその裁量により起訴するか否かを決定するという「起訴便宜主義」が採用されており、多くの事件が起訴猶予により終了している。

また、オランダでは、「予審制度」が採用されている。即ち、予審判事は、被疑者への尋問や証拠の取調べ等を行い、公訴提起の可否につき審理を行い、作成した報告書を検察官に送付する。公訴が提起されると、公判が開かれる。公判前に一件記録が裁判官に送付されており、裁判官をそれらの記録を精読したうえで公判に臨む。

VII 参考資料

以上、オランダ法の概要を簡単に紹介してきたが、オランダ法については、ドイツ法、フ

²¹ 「コルト・ヘディング」については、「オランダの民事司法手続」（『ヨーロッパにおける民事訴訟の実情（下）』（法曹会、1998 年）所収）を参照。

²² 但し、軍事犯罪と戦争犯罪に関しては、1983 年まで死刑に関する規定が存置していた。

²³ 実際には、「社会奉仕命令」も活用されている。

²⁴ ペーター・タック著、中山研一ほか訳『オランダ刑事司法入門 組織と運用』（成文堂、2000 年）10 頁。

²⁵ 土本武司著「オランダ安楽死法」（『判例時報 1833 号』）4 頁。

ランス法及びイギリス法と比べると、日本語の文献・論文等が圧倒的に少ない。

オランダ法全般の日本語による概説書は残念ながら現在のところ存在しないが、英語による概説書として、『INTRODUCTION TO DUTCH LAW Fourth revised edition』（Edited by Jeroen Chorus, Piet-Hein Gerver, Ewoud Hondius, Kluwer Law International, 2006）がある。

オランダ法というと、前述した「安楽死」のほかにも、「大麻等のソフトドラッグの使用」や「売春」が合法化されていることが注目を集めることが多いが、オランダ政府は、注意深く慎重な検討を経て具体的な手続及び要件等を定め、一定の範囲内でのみ合法化しているにすぎないことに留意する必要がある。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.41 No.4』（国際商事法研究所、2013年、原題は「世界の法制度〔欧州編〕第7回 オランダ」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。